

地域クラブ活動の推進等に関する 静岡県の方針

令和8年2月
静岡県教育委員会

Ⅰ 経緯と変革の歩み

- 平成31年1月 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と指摘
- 令和元年11月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議（衆議院文部科学委員会の附帯決議）において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘
- 令和2年9月 文部科学省は「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、運動部活動の総合的なガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とし、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知
- 令和4年6月 スポーツ庁の検討会議が、「学校の働き方改革に対応すること、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ、文化芸術環境を実現すること」を提言
- 令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行等、国の考え方を示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定
- 令和5年2月 県は国のガイドラインを参酌し、「学校部活動と地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定
- 令和7年5月 スポーツ庁及び文化庁の実行会議は、少子化の中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること等を示した「最終取りまとめ」を国に対して提言
- 令和7年12月 文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定
- 令和8年2月 県は、改定された国ガイドラインを参酌し、義務教育である公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動の地域展開等や地域クラブ活動の在り方等について、県の方針を改定

2 静岡県が目指す姿（基本的な考え方）

将来にわたって生徒が継続的に
スポーツ・文化芸術活動に親しむ
機会の確保・充実に努めます

全ての生徒が希望に応じて
多種多様な活動に参加できる
環境を整備します

学校部活動が担ってきた教育的
意義を継承・発展させつつ、
地域全体で支えることによる
新たな価値を創出します

- 学校部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教科学習や学級で見られない生徒の一面を部活動で見ることができると等、生徒理解を深める場としても重要な役割を担っています。
- 一方、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るためには、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要です。
- 学校部活動の地域展開等を進めるにあたっては、単なるスポーツ・文化芸術環境の整備ではなく、生徒を中心においた教育環境の整備として取り組む必要があり、生徒たちの活動や学校生活への充実が十分に保障された環境の構築を図ることが重要です。
- どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在しないことから、各市町の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら体制整備を進める必要があります。
- 地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要です。
※過疎地域や中山間地域等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進
- 各市町において、国が示すガイドラインに基づき改革を進め、県は各市町が主体的に描くビジョンを尊重し、その取組を支援することで持続可能な体制の構築を目指します。

3 改革実行期間と具体的な支援

令和8年度～13年度：改革実行期間

現時点で休日の地域展開に着手していない市町においても、原則、改革実行期間での実現を目指し、前期3年間（令和8年度～10年度）の間には、確実に地域展開等に着手できるよう支援を行う

○市町の取組に対する支援

- ・県協議会の開催
- ・部活動指導員の配置
- ・指導者の確保・育成
- ・人材バンクの運営
- ・活動場所の確保
- ・適切な指導及び安全・安心の確保
- ・組織体制・財政基盤の整備
- ・地域クラブ運営の相談窓口の設置
- ・ガバナンス、マネジメントに関する研修
- ・認定地域クラブ活動指導者登録制度における研修
- ・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の活用

○広域連携に係る支援

- ・広域的な取組に係る調整
- ・総括コーディネーターの派遣

○共通課題に係る支援等

- ・大学との連携に関すること
- ・県中体連による大会開催に関すること
- ・各市町における認定地域クラブ制度に関すること
- ・高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いに関すること

この図は、国と県における部活動の指導のガイドラインの関係性を示しています。

国

- 運動部活動での指導のガイドライン** (平成25年5月 文部科学省)
 - * 運動部活動の指導について示す
- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン** (令和7年12月 文部科学省)
 - * 学校部活動、地域クラブ活動の推進等について示す

県

- 運動部活動の総合的なガイドライン** (平成30年3月 スポーツ庁)
 - * 運動部活動の在り方について示す
- 文化活動の総合的なガイドライン** (平成30年12月 文化庁)
 - * 文化活動の在り方について示す
- 静岡県部活動ガイドライン** (令和2年3月)
 - * 部活動の在り方について示す
- 静岡県部活動ガイドライン** (令和8年2月)
 - * 部活動の在り方について示す
- 地域クラブ活動の推進等に関する静岡県の方針** (令和8年2月)
 - * 地域クラブ活動の推進等について示す

関係性

- 国の「運動部活動での指導のガイドライン」は、県の「運動部活動の総合的なガイドライン」を改定したものと見られます。
- 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」は、県の「文化活動の総合的なガイドライン」を改定したものと見られます。
- 県の「運動部活動の総合的なガイドライン」と「文化活動の総合的なガイドライン」は、県の「静岡県部活動ガイドライン」を改定したものと見られます。
- 県の「静岡県部活動ガイドライン」は、県の「静岡県部活動ガイドライン」を改定したものと見られます。
- 県の「静岡県部活動ガイドライン」は、県の「地域クラブ活動の推進等に関する静岡県の方針」を改定したものと見られます。